○環境省告示第四十四号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第十二号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年四月二十五日

環境大臣　石原　伸晃

題名を次のように改める。

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第五条中「ねこ」を「猫」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

第六条柱書き及び第一号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第四号中「取引状況」の下に「（販売先に係る情報を含む。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二条の六第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

第六条第五号を削り、同条第六号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号を同条第五号とする。

○環境省告示第四十五号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十七条第一号ハの規定に基づき、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成十八年一月環境省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年四月二十五日

環境大臣　石原　伸晃

第一条第四号中へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　開口部が閉じた状態であっても、外部から特定動物の状態を確認できるものであること。

○環境省告示第四十六号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二十条第四号の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年一月環境省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年四月二十五日

環境大臣　石原　伸晃

第三条第四号中「繁殖を制限するための」を「その繁殖を制限するため、雌雄を区分した管理、生殖を不能にする手術その他の」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「収容」の下に「、獣医師が治療のために必要があるとして診断書により認めた行為」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　特定飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ　動物の逸走を防止するため、特定飼養施設の状況について一週間に一回以上点検を行うこと。

ロ　屋外に設置された擁壁式施設等において特定動物を飼養又は保管する場合にあっては、雪、風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、一日一回以上点検を行うこと。

ハ　イ及びロに規定する点検の結果において、異常を認めたときは、速やかに補修その他の必要な措置を講じること。

ニ　水槽型施設等の設置に当たっては、当該施設の開口部が閉じた状態であっても、外部から特定動物の状態を確認できる位置に設置すること。

○環境省告示第四十七号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十条の九第四号の規定に基づき、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目を次のように定め、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年四月二十五日

環境大臣　石原　伸晃

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（飼養施設の管理）

第二条　飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。

二　定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。

三　一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。

四　清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。

五　動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。

六　動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。

七　動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

（飼養施設及びそれに備える設備の構造及び規模）

第三条　飼養施設及びそれに備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

一　飼養施設は、施行規則第十条の六第二項第二号イからトまでに掲げる設備を備えること。

二　飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。

三　臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

四　ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

五　飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法にかんがみ、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。

六　飼養施設の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。

七　飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。

八　飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

九　飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

十　ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

イ　底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。

ロ　側面及び天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。

ハ　飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

ニ　動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。

ホ　個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

十一　ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

十二　ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。

十三　ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。